

東京都社会保険労務士会 中央支部選挙運営細則

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この運営細則は、東京都社会保険労務士会 支部役員選出に関する運営細則第8条の規定による、中央支部の選挙運営に関し必要な事項を定める。

第2章 支部選挙管理委員会及び選挙管理委員

(支部選挙管理委員会)

第2条 東京都社会保険労務士会が定める支部選出理事候補者・代議員予定者（以下「支部理事候補者等」という。）と支部長の選出に関する事務を管理するため、支部選挙管理委員会（以下「支部選管委員会」という）を置く。

2. 支部選管委員会は、支部執行機関から独立した組織とする。
3. 支部選管委員会は、委員の互選により1名の委員長（以下「支部選管委員長」という。）を選出する。
4. 委員長は、委員の中から1名の副委員長を指名する。
5. 支部選管委員会の事務所は、支部選管委員長の事務所所在地とする。

(支部選挙管理委員)

第3条 支部選挙管理委員会の委員（以下「支部選管委員」という）の定員は5名とする。

2. 支部選管委員は、9月末日迄に総務委員会が公募・選出し、支部長が委嘱する。
3. 支部選管委員の任期は、次期支部選管委員が選出されるまでとする。
4. 支部選管委員の解嘱は、本会会長選挙管理委員会細則第7条を準用する。
5. 支部選管委員に欠員を生じた場合は、支部長が支部選管委員長と協議の上、速やかに補充・選出し、支部長が委嘱する。

第3章 支部選管委員会の職務

(職 務)

第4条 支部選管委員会は、次に掲げる事項を行う。

- ① 選挙の告示に関する事項
- ② 立候補者の立候補の届出（辞退を含む）の受理に関する事項
- ③ 選挙公報の発行に関する事項
- ④ 投票及び開票の管理に関する事項
- ⑤ 当選者の確定に関する事項
- ⑥ 選挙運動に関する事項

- ⑦ 選挙違反に関する事項
- ⑧ 選挙人名簿に関する事項
- ⑨ その他選挙事務の管理及び執行に関する事項

第4章 選挙及び告示

(選挙)

- 第5条 支部理事候補者等及び支部長の選挙は、選出年の11月に行う。
2. 選挙の期日は、支部選管委員会が投票日の30日前までに支部選管委員長の名をもって、支部所属個人会員に文書により通知及び支部選管委員会の事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

(告示)

- 第6条 支部選管委員長は、前条選挙に関する次の事項を決定し、その旨を選挙人に通知する。
- ① 投票の日時及び場所
 - ② 立候補の届出期間(暦日7日以内とする)
 - ③ 選挙運動期間(暦日14日以上とする)
 - ④ その他の関係事項

第5章 選挙に関する資格及び立候補

(選挙権及び被選挙権)

- 第7条 選挙権及び被選挙権は、その年の5月31日に在籍する支部所属個人会員が有する。但し、同日現在会則第63条に定める納期到来分までの会費を納入しない者は、これを有しない。

(立候補)

- 第8条 立候補者は、支部選管委員会が定める書式により、次の書類を告示の日から7日以内に持参し、又は送達をもって支部選管委員会に届け出なければならない。ただし、送達の場合は、書面が支部選管委員会に到達した日をもって届出受付日とする。
- ①立候補届
 - ②支部長理事候補者については所信表明

(立候補者の資格審査)

- 第9条 支部選管委員会は、立候補の届出があったとき、及び候補者の立候補資格が無いと認めたときは、直ちに候補者にこの旨を通知する。

(立候補の辞退)

- 第10条 立候補を辞退する時は、立候補者が投票日の14日前までに支部選管委員会に書面をもって届け出なければならない。

(選挙公報)

- 第11条 支部選管委員会は、候補者が提出した次の事項について、投票日の7日前までに選挙人に郵送しなければならない。また、支部ホームページに公報しなければならない。
- ① 立候補届(支部選管様式第5号)

② 候補者の本会に対する所信表明

2. 立候補者の掲示順番は、受付順とする。
3. 無投票当選の場合は、その旨を通知しなければならない。

(届出期間の延長)

- 第12条 立候補者が定数に達しないときは、届出期間最終日までに届けた候補者を当選人と決定し、尚且つ、届出期間を3日間延長して立候補を受け付けるものとする。
2. 立候補の届出は、支部選管委員会の定める書面を支部選管委員会に持参する。
 3. 届出期間延長は、立候補届出最終日の翌日に支部選管委員会の事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

第6章 選挙人名簿

(選挙人名簿)

- 第13条 支部選管委員会は、選挙年の5月31日以降本会からの会費納入報告に基づき選挙人名簿を作成しなければならない。
2. 支部選管委員会は、投票日の30日前までに、選挙人名簿に記載された者に対して選挙権を有する事を通知しなければならない。

第7章 選挙運動

(期間)

- 第14条 選挙運動期間は、告示の日から投票日の前日までとし、期間外の運動は一切これを行ってはならない。

(選挙運動)

- 第15条 候補者及びこれを支持する有権者は、名誉を重んじ節度ある選挙運動に務めなければならない。

(その他)

- 第16条 選挙運動に関するその他の事項は、「会長選挙管理委員会細則」第6章及び第7章を準用する。

第8章 投票

(選挙方法)

- 第17条 選挙は無記名投票により行い、選挙人1人につき1投票とする。
2. 支部長理事候補者及び定数1人の場合の支部理事候補者の選挙は、単記式により行う。
 3. 前項以外の支部理事候補者等の選挙については、定数連記式により行う。定数に満たない投票については有効とする。
 4. 選挙立会人は、支部選管委員会が選挙人名簿に記載された者の中から3名を選任し、投票日の前日までに本人に通知する。

(投票の方法)

- 第18条 選挙人は、投票の当日、支部選管委員会の指定する場所において自ら投票しなければならない。

第9章 開票

(開票の日時及び場所)

第19条 開票は、支部選管委員会の定める日時および場所において行う。

2. 選挙立会人は、投票を終了したときに選挙人の面前で投票箱を開きその中に投票用紙が残っていない事を示さねばならない。

(無効投票)

第20条 次の投票は、無効とする。

- ① 支部選管委員会所定の投票用紙を用いていないもの
 - ② 定数を超過して○印を付したもの
 - ③ ○印以外の記号等を付したもの
 - ④ 候補者名を判読出来ないもの
 - ⑤ 前各号のほか、支部選管委員会があらかじめ無効と定め、これを選挙人に通知した事項に該当するもの
2. 支部選管委員会は、投票の結果を決定するにあたり、前項の規定に違反しない限りにおいて、その選挙した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするよう努めなければならない。

(選挙記録の作成と保存)

第21条 支部選管委員会は、選挙の立会人が署名した書類等、選挙の一切の記録を作成し、証拠書類とともに次期選挙終了までの間保存しなければならない。

第10章 当選人

(当選人の決定)

第22条 有効得票数の上位者を当選人とするが、支部長理事候補者または定数1人の支部理事候補者の得票が同数の場合は抽選により決定する。それ以外の支部理事候補者等については、有効得票数の上位者より定数までの者を当選人とする。最下位同順位者が複数になり定数を超えた場合は、抽選により決定する。

2. 抽選はくじ引きとし、候補者本人が行うものとする。なお、くじ引きは立候補届け出順に行う。選挙当日に出席できない場合は、前日までに所定の書式をもって代理人を定め、支部選管委員会に届け出るものとする。届け出が無い場合には、支部選管委員長を代理人として選任したものとみなす。
3. 本細則第12条にて受け付けた候補者が定数を上回る場合は、抽選により当選者を決定する。

(無投票当選)

第23条 立候補者数と定数が同数の場合は、無投票当選とする。

(選挙結果の報告及び告示)

第24条 当選人が決定したとき、支部選管委員会は直ちに当選人の氏名を当選人及び支部長並びに本会選挙管理委員会に報告するとともに

に、選挙人に対し文書をもって通知及び、支部事務所に告示し、支部ホームページに公報する。

(当選人の事故)

第25条 当選人決定後、当選人が事故等により就任することが出来なくなった場合は、下記の手順にて当選者を決定する。

- ① 抽選にもれた最下位当選者がいる場合はその者
- ② 前号の当選者が定数を上回る場合は再抽選により決定した者
- ③ 本細則第22条第3項による抽選にもれた者
- ④ 前号の抽選にもれた者の再抽選により決定した者

第11章 その他

(細則の変更)

第26条 この運営細則の変更については、支部会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

2. 本会支部細則の変更に伴って、規約を変更する必要がある場合は、前項にかかわらず変更することができるものとする。

附 則

1. この規約は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成26年7月4日から施行する。